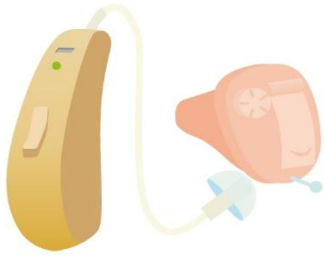


高齢者補聴器購入費助成事業のご案内



加齢により聴力が低下し、日常生活においてコミュニケーションが取りにくい高齢者に対し、認知症のリスクを抑制するとともに、高齢者の生活支援及び社会参加の促進を目的に、補聴器の購入に要する費用の一部を助成します。

1 対象者 ※以下の要件をすべて満たす方

- ① 市内に居住し、住民基本台帳に登録されている満65歳以上の方
- ② 聴覚障がいによる身体障がい者手帳の交付対象にならない方
- ③ 耳鼻科医師から補聴器の装用が必要と認められる方

2 助成内容

助成金額 購入費用の2分の1（ただし、上限30,000円）

※助成対象は補聴器本体（電池、充電器、イヤモールドを含む）

※付属品のみ費用、診察料、文書料、修理費用、送料等は助成対象外

3 利用方法 ※手続きの流れは裏面をご覧ください

4 注意事項

- ◆1人1回限りの助成となります
- ◆申請前の購入した機器は助成の対象となりません
- ◆医師意見書に係る費用、購入後の修理費は助成の対象となりません

お問い合わせ

小美玉市 介護福祉課 高齢福祉係
電話:0299-48-1111（内線3111）



手続きの流れ

① 申請書取得する

申請書を市役所窓口、または市ホームページより取得する

市役所窓口 福祉事務所美野里支所(小美玉市役所)
福祉事務所小川支所(小川総合支所)
介護福祉課高齢福祉係(玉里総合支所)

市ホームページはこちら



② 医療機関へ受診する

申請書をご持参のうえ、医療機関(耳鼻科)へ受診する
補聴器が必要と認められた場合には、申請書下段の「医師の意見欄」に証明をもらう

※「医師の意見欄」の証明には費用がかかる場合があります

③ 販売店に相談、見積書を取得する

補聴器販売店にて、相談(試聴・調整)のうえ、見積書の作成を依頼する
※見積書には補聴器本体の金額が明らかになっていることが必要です

④ 必要書類と併せて、市に申請する ※郵送可

申請書(医師の意見欄に証明があるもの)と見積書の写しを市役所窓口
に提出する

⑤ 決定通知書が届く

市は、ご提出された申請書等を確認した後、助成の可否を決定し、助成が決定されると、助成金支給決定通知書と実績報告書兼請求書を送付します

⑥ 補聴器を購入する

決定通知書が届いた後、見積書を取得した販売店にて、補聴器を購入する
購入時には領収書を必ず取得する

※領収書には、購入者(申請書)の名前、購入日、補聴器の内容が分かる
ことが必要です

⑦ 請求書を提出する ※郵送可

⑤で送付した実績報告書兼請求書、振込先口座の写し、購入した補聴器の領収書の写しを市役所窓口
に提出する

⑧ 助成金を支給される

市は、ご提出された請求書等を確認後、指定の口座に助成金を振り込みます